

一般処方名加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定せず薬剤の成分をもとにした、「一般名処方」を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

※「一般名処方」とは

お薬の商品名ではなく、有効成分名を処方箋に記載することです。
そうすることで、供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

2025年6月